

タイにおける遅延損害金に係る規則の改定

2021年1月26日

One Asia Lawyers タイ事務所

2020 年 10 月 28 日、タイ中央銀行は遅延損害金の計算方法及び弁済の充当に関する告示第 For Kor Ngor. Wor. 245/2563 号(以下、「告示」)を発行し、金融機関など金融サービス事業者に適用される遅延損害金に係る規則が改定されました。改定の目的として、中銀ニュース第74/2563号では、①高額な遅延損害金により債務者が弁済できず、システム上での債務残高だけが増加していく仕組みを改定すること、②裁判所での破産手続きを減らすこと、③不良債権の発生を抑えること、④意図せず支払いを遅延してしまった債務者が容易に弁済できるよう支援すること等が挙げられています。告示の概要は以下の通りです。

1. 遅延損害金の利率(施行開始日:2021年4月1日)

これまで分割払いやリボ払いの際の遅延損害金の利率については金融サービス事業者が独自に設定することが認められていましたが、告示により、金銭消費貸借契約上の利息の利率に 3%以上、上乗せしてはならない、との内容に改定されました。つまり、金銭消費貸借契約上の利息の利率が 8%と設定されている場合、遅延損害金の利率は 11%以下としなければなりません(契約上の利率が 9%だった場合は、遅延損害金の利率は 12%以下)。

2. 遅延損害金の対象範囲(施行開始日:2021年4月1日)

これまでは金融サービス事業者が遅延損害金を計算する際、まだ支払期限に到達していない、つまり、まだ支払遅滞に至っていない債務全額が算定対象に含められ、債務者は一度の支払遅滞で高額な遅延損害金が請求されていましたが、告示により、支払が遅滞している債務(元本)だけを算定対象とするよう改定されました。





3. 弁済時の充当方法(施行開始日:2021年7月1日)

これまで未払債務の一部について弁済がなされた場合、未払債務にかかる全ての遅延損 害金及び全ての利息から先に充当され、元本に対する充当は後回しとなっていましたが、 告示により、最も長く支払遅滞となっている債務(遅延損害金、利息、元本の順)から 先に充当されることになりました。



同告示は貸主が金融機関、特別金融機関、ノンバンクの個人向けローン事業者・ナノファイナンス事業者、リース事業者、ハイヤーパーチェス事業者、及び資産管理会社等にのみ適用され、一般の企業が貸付を行う場合には適用されません。

また、上述した 1 から 3 は、告示が定める最低限の基準であって、遅延損害金を請求しない、告示より低い利率を設定する、又は費用からではなく元本から充当するなど、債務者により有利な規則を定めることも可能となっています。

なお、タイ中央銀行は、新型コロナウイルスの影響で経済的に困窮する債務者数が増加傾向 にある現状を踏まえて、上述した中銀ニュースの中で、施行開始日前に発生した遅延損害金 についても必要に応じて利息を緩和、又は免除を考慮するよう金融サービス事業者に対し呼 びかけています。

以 上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- 本資料は2021年1月26日時点の情報に基づき作成しています。
- 今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。



・ 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 及び南アジア各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 及び南アジア法務特化型の法律事務所です。

One Asia Lawyers タイ事務所においては、常駐日本人専門家 3 名を含む合計 20 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。

各種フォーマットの提供や各種動画配信(例えば、「タイにおける解雇のポイント(日本語、英語)」、「タイにおける個人情報保護法のポイント(英語、タイ語、日本語)」、「タイにおける駐在員が知っておくべきコンプライアンスのポイント(日本語)」を行っております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal (藪本 雄登)

miho.marsh@oneasia.legal (マーシュ美穂)